

令和2年6月6日

協会員の皆様

一般財団法人福島県サッカー協会
会長 小池 征

福島県サッカー協会選手登録料について

新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々な制約や経済的な影響を受けていますサッカーファミリーの皆様におかれましては、日々大変な思いをなされていますことお察し申し上げます。また、感染拡大防止のための活動自粛にご協力いただいていますことに、改めて感謝いたします。

この度、JFAでは、新型コロナウイルスの拡大により、特に経済的に大きな影響を受けているサッカーファミリーに対する各種支援施策の一環として、自己申告に基づく2020年度のJFA選手登録料(分担金)の免除対応を実施することになりました。チームで一括しての申請となりますので、JFAホームページで確認の上、手続きをしてくださるようお願いいたします。

さて、県協会の選手登録料についてですが、以下の事情から免除の対象としないことが理事会で承認されましたのでお知らせいたします。協会員の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

JFAホームページでは、選手登録料について以下のように説明しております。

加盟チーム規則に定められている通り、加盟登録いただくことによって、チームが拠点を置く都道府県サッカー協会の組織単位として、その施策に関与することができることや、JFA・地域サッカー協会・都道府県サッカー協会が主催する競技会に、チームが参加すること等ができます。またJFA・地域サッカー協会・都道府県サッカー協会は、サッカーの普及・育成・強化のために各種事業の推進、協会の運営強化等を行っていますが、皆様から納めていただいた登録料(分担金)は、その原資として活用させて(分担して)いただいているものです。

本協会では、年間を通して、普及・育成・強化に関する様々な事業を展開しているほか、各自治体と連携してサッカー施設の整備も進めております。キッズからシニアまでの選手ばかりだけでなく、サポーター等を含めたサッカーに関わるすべてのファミリーの方々に、サッカーの楽しさ、素晴らしさを享受していただくための努力を惜しまないことが、協会の使命と日々心しているところです。このような本協会の活動は、協会員の皆様に納めていただいている登録料が貴重な原資となっています。今回のコロナ禍により、例外なく本協会の財政も逼迫しており、協会の事業継続が危惧される状況にあります。

大変心苦しいのですが、本協会の運営を継続し、県内のサッカー環境整備を進めていくためにも、選手登録料の納入をお願いするところです。

協会の運営等は、ほとんどが選手の皆様をはじめとするボランティアの皆様のご活動によって支えられております。このような危機の中、改めて協会員の皆様のお力を結集して、一日も早い日常への復帰、サッカーの再開を期していきたいと思っております。